

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社水機テクノス  
代表者及び住所 東京都世田谷区桜丘5-48-16  
代表取締役 原 毅
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月21日から令和5年7月20日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社水機テクノスは、令和5年2月10日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、以下の監督処分を受けた。  
① 経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、45日間の営業停止処分。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社水機テクノスが建設業許可部局より45日間の営業停止処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 水道機工株式会社  
代表者及び住所 東京都世田谷区桜丘5-48-16  
代表取締役 古川 徹
2. 指名停止措置期間 : 令和5年4月21日から令和5年8月20日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 水道機工株式会社は、令和5年2月10日付けで建設業許可部局(関東地方整備局)より、以下の監督処分を受けた。  
① 経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、45日間の営業停止処分。  
② 建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分。
5. 指名停止措置理由 : 水道機工株式会社が建設業許可部局より45日間の営業停止処分及び指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)